

令和7年 第3回松田町議会定例会 会議録 (第2日目)

令和7年9月10日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 17人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	野崎智	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	参事兼総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鍵和田栄	税 務 課 長	山岸裕子
町 民 課 長 兼 寄 出 張 所 長	堀谷恵子	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌宏	参事兼観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環境上下水道課長	鍵和田龍太
教 育 課 長	椎野晃一	生涯学習推進課長	遠藤雅典
代表監査委員	吉田利光	—————	—————

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	渋谷好人	書 記	石井友子
---------	------	-----	------

## 5. 議事日程

- 日程第 1 認定第 1 号 令和 6 年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 令和 6 年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 令和 6 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 令和 6 年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 令和 6 年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 令和 6 年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 7 号 令和 6 年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 8 認定第 8 号 令和 6 年度松田町寄簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第 9 認定第 9 号 令和 6 年度松田町下水道事業会計決算の認定について

## 6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議第 2 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、大変御苦労さまです。なお、クールビズ期間中であります。適宜、上着の着脱をして結構です。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数 12 名中 12 名です。よって、地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (9 時 00 分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。それでは本日の会議を開きます。

日程に入る前に連絡事項を申し上げます。

令和6年度各会計の決算認定が提出されておりますので、吉田利光代表監査委員に議場への出席をしていただいております。

お諮りします。日程第1「認定第1号令和6年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第9「認定第9号令和6年度松田町下水道事業会計決算の認定について」までは、監査委員の決算審査意見書が一括提出されておりますので、一括議題とし、町長の提案説明の後、監査委員の審査報告をお願いいたします。その後、各会計別に担当課長の細部説明、質疑、討論、採決の順に個別に審議を進めさせていただきたいと思っております。このように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。一括議題、個別審議とすることに決定いたしました。

議 長 日程第1「認定第1号令和6年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第2「認定第2号令和6年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第3「認定第3号令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第4「認定第4号令和6年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第5「認定第5号令和6年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第6「認定第6号令和6年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第7「認定第7号令和6年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、日程第8「認定第8号令和6年度松田町寄簡易水道事業会計決算の認定について」、日程第9「認定第9号令和6年度松田町下水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さんおはようございます。定例会2日目、よろしくお願いたします。

それでは、ただいま議長から一括議題という御指示をいただきましたので、認定第1号から認定第9号までの提案説明をさせていただきます。

認定第6号までの6会計につきましては提案説明が同じでございますので、初めに、認定第1号、令和6年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について

は全て朗読させていただきます。認定第2号の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定から認定第6号の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでは提案説明を省略させていただきます。認定第7号の上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてから認定第9号の下水道事業会計決算の認定についての提案説明はほかの6会計と異なりますので、全て朗読させていただきます。このような要領で御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、認定第1号令和6年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

令和6年度松田町一般会計歳入歳出決算が別冊のとおり松田町会計管理者から提出され、これを監査委員の審査に付してその意見を得たので、地方自治法第233条第3項の規定により認定されたい。

令和7年9月9日提出、松田町長 本山博幸。

続きまして、認定第2号令和6年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。続きまして、認定第3号令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について、続きまして、認定第4号令和6年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、続きまして、認定第5号令和6年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号令和6年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号令和6年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

令和6年度松田町上水道事業会計決算が別冊のとおり松田町環境上下水道課長から提出され、これを監査委員の審査に付してその意見を得たので、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和6年度松田町上水道事業会計決算に伴う利益を剰余金処分計算書(案)のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、令和6年度松田町上水道事業会計決算を認定されたい。

令和7年9月9日提出、松田町長 本山博幸。

認定第8号令和6年度松田町寄簡易水道事業会計決算の認定について。

令和6年度松田町寄簡易水道事業会計決算が別冊のとおり松田町環境上下水道課長から提出され、これを監査委員の審査に付してその意見を得たので、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、令和6年度松田町寄簡易水道事業会計決算を認定されたい。

令和7年9月9日提出、松田町長 本山博幸。

最後になります。認定第9号令和6年度松田町下水道事業会計決算の認定について。

令和6年度松田町下水道事業会計決算が別冊のとおり松田町環境上下水道課長から提出され、これを監査委員の審査に付してその意見を得たので、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、令和6年度松田町下水道事業会計決算を認定されたい。

令和7年9月9日提出、松田町長 本山博幸。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。これより監査委員の審査報告を求めます。  
代表監査委員、吉田利光君。

代表 監 査 委 員 皆さん、おはようございます。吉田でございます。ちょうど7年半前、この壇上で退職の御挨拶をさせていただいた、それ以来の議場ですので、大変緊張しております。よろしくお願いいたします。

それでは3ページをお開きください。決算審査意見書が出ておりますので、それを朗読をもって報告に代えさせていただきます。

松監第1号、令和7年7月30日、松田町長 本山博幸殿。松田町代表監査委員 吉田利光、松田町監査委員 井上栄一。

令和6年度松田町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算並びに基金運用状況審査意見書の提出についてでございます。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和6年度松田町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算並びにその他の関係証書類について審査をし、また、地方自治法第241条第5項の規定により基金運用状況を審査したので、その意見

を次のとおり提出します。

令和6年度松田町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算並びに基金運用状況審査意見書。

審査の対象。1、一般会計。令和6年度松田町一般会計歳入歳出決算。

2、特別会計。令和6年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、同じく国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算、同じく介護保険事業特別会計歳入歳出決算、同じく用地取得特別会計歳入歳出決算、同じく後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。

3、公営企業会計。令和6年度松田町上水道事業会計決算、同じく寄簡易水道事業会計決算、同じく下水道事業会計決算。

4、令和6年度松田町一般会計及び特別会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書。

5、令和6年度松田町公営企業会計損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、欠損金処理計算書及び貸借対照表。

6、松田町定額資金運用基金運用状況。

審査の期間。令和7年7月9日から25日までの6日間。

審査の基本態度。町長から提出された令和6年度松田町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算並びにその他の関係証書類の審査に当たっては、関係法令の規定に基づいて決算計数の正否、出納行為の適法性及び予算執行手続等の適否について、関係諸帳簿及び証書類等を審査するとともに、必要に応じ関係者の説明を聴取し、併せて例月出納検査時の資料を活用し、厳正かつ不偏的な審査を実施しました。また定額の資金を運用するための基金の運用状況審査に当たっては、計数の正確性及び運用の適正かつ効率性について同様に審査を実施しております。

審査の結果。町長から審査に付された各会計決算書、財産に関する調書及び関係諸帳簿、証書類等を精査したところ、いずれも正確に記載されており、その内容も適正なものと認められております。

本審査を通じ確認した予算の執行については、一部事務手続に改善を要する

ものを除き、関係法令に準拠して行われており、適正と認められております。

決算の概要。令和6年度の一般会計ほか特別会計及び企業会計は、予算現額99億3,888万3,000円に対して、決算額は歳入で94億3,188万6,000円、一般会計60億5,559万8,000円、特別会計ほか33億7,628万8,000円、歳出では88億1,982万5,000円、一般会計55億5,179万9,000円、特別会計ほか32億6,802万5,000円となり、歳入歳出差引額6億1,206万1,000円、一般会計5億379万8,000円、特別会計ほか1億826万3,000円が翌年度に繰り越されており、健全性は維持されているものと認められております。

また、予算の執行状況は、一般会計の執行率85.87%、前年度87.97%、特別会計が94.86%、同93.30%、企業会計では92.22%、同83.22%の執行率となっております。

執行内容としては、おおむね適正になされているものと認められた。工事等事業執行に当たっては、当初計画、仕様等を十分に踏まえ、最も安価で適正な方法が選択されていた。

3、基金の運用状況を示す書類について、審査の結果、計数は誤りのないものと認められ、その運用は所期の目的に沿ってなされており、関連する事務の処理は全ての重要な点において適正に行われていると認められています。

4、審査における指摘事項、(1)国の施策に係る給付金事業に多くの職員の時間が割かれているようであるが、本来の業務がおろそかにならないように努められたい。

(2)公金についても振込手数料が必要になったことから、同一の支払先への支出は可能な限り集約するなど、振込手数料の節減に努められたい。

(3)教育使用料及び財産貸付収入の一部が収入未済となっているため、確実に収納されたい。

(4)国民健康保険事業特別会計は、収納対策委員報酬が未執行となっていることから、早期に人材を確保し、収納率の向上に努められたい。

(5)寄簡易水道事業会計及び下水道事業会計は、他会計から借入れしている状況だが、将来的に借入金の返済が大きな負担となることが想定されるた

め、健全な会計運営に努められたい。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 監査委員からの報告が終わりました。

皆様にお諮りいたします。ただいま8番議員、田代君より監査報告について発言したい旨、申出がありました。許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

田代君の質疑を許可します。

8 番 田 代 御質問の時間をいただいて、ありがとうございます。

監査委員に対して、昨年もそうだったんですけれども、少し分からないことがあった場合に質問をさせていただいておりますので、今年も、代表監査委員には就任後、間もないときに吉田監査委員への質問、大変恐縮ですが、1点だけお伺いしたいので、御容赦願います。

4ページをお願いいたします。4ページの一番下段です。4、監査における指摘事項、その(3)です。教育使用料及び財産貸付収入の一部が収入未済となっているため確実に収納されたいと、こういう表現というのはたしか今まであまりなかったと思います。そのようなことでお伺いさせていただきます。

自分なりに調べさせていただくと、31ページ、教育使用料です。それが155万3,750円、生涯学習センター使用料ということで収入未済になっております。次が財産貸付収入、43ページ、488万2,306円です。合計で643万円ほどが収入未済になっています。この2点について、もう少し詳細に、これだけだとよく分からないので説明をお願いいたします。

あともう一点、この収納未収金、これについて、この監査報告では、確実に収納されたいというふうに指摘しておりますが、決算監査の際、どのような指導をされたのか。この2点についてお願いいたします。

代 表 監 査 委 員 田代議員の質問にお答えさせていただきます。

教育使用料及び財産貸付収入の一部が収入未済ということで、私も決算審査時に初めて知った事項でありまして、驚いた次第でございます。当然、決算審

査で担当職員にはよく事情を聴いておきました。

まず、31ページをお開きください。上から3段目、生涯学習センター使用料の未済額についてでございます。

令和6年11月から1月まで行われたサーカスの大ホール等の使用料が未納となっておりますということです。それから43ページ下段、財産収入の未済額です。こちらにつきましては、旧寄中学校を普通財産として貸し付けている土地と建物の貸付収入が未納となっているということでございます。

それに対してどのような対策かということでございますけれども、現在行われております毎月の例月出納時には、毎回、担当職員をお呼びしまして、その都度事情を聴いておるところでございます。一刻も早く収納できるように叱咤しているところでございます。

以上です。

8 番 田 代 丁寧な御回答ありがとうございます。あと、これについては、それ以降のことは決算特別委員会、それが組織されますので、そのときにまた詳細についてお尋ねしたいと思いますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

議 長 それでは、吉田代表監査委員にはこれで退席をしていただきたいと思えます。大変ありがとうございました。

(代表監査委員 退席)

これより認定第1号令和6年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定についての細部説明に入りますが、担当課長に申し上げます。説明は、要点を簡潔に分かりやすく説明してください。それでは参事兼政策推進課長、お願いいたします。

参事兼政策推進課長 それでは、令和6年度の決算のほうの説明をさせていただきます。

初めに、18ページになります。こちらは実質収支に関する調書から説明をさせていただきます。その後、歳入につきましては、町税を税務課長から、そして地方譲与税から交通安全対策特別交付金まで私のほうから説明をさせていただきます、以降、会計管理者から御説明をさせていただきます。

また、歳出につきましては、担当課長及び室長から行いますので、よろしくお願い致します。

なお、説明につきましては、款、項を中心に主なもののみ説明をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

それでは18ページ、実質収支に関する調書でございます。一般会計でございます。

1、歳入総額につきましては、60億5,559万7,717円。2、歳出の総額でございます。55億5,179万9,444円。3、歳入歳出差引額、いわゆる形式収支でございます。5億379万8,273円でございます。4、翌年度へ繰り越すべき財源でございます。こちらは繰越明許費繰越額11件分、寄中学校校舎改修ほかになります。1億840万750円でございます。5、実質収支費の額でございますが、3億9,539万7,523円でございます。

それでは、歳入のほうから説明をさせていただきますので、税務課長のほうからよろしくお願いをいたします。

税 務 課 長 それでは、町税について御説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして、20、21ページをお願いいたします。令和6年度松田町一般会計歳入歳出決算事項別明細書の歳入でございます。款の1、町税でございます。21ページ上段、収入済額は15億3,294万4,783円で、予算額と比較いたしますと7,658万8,783円の増額となりました。不納欠損額は250万8,058円で、件数は31件分でございます。収納率は96.59%で、対前年度0.14%の増となりました。

続きまして、税目ごとに御説明させていただきます。

項の1、町民税、目の1、個人町民税でございます。現年課税分の均等割では、臨時的措置として令和5年度まで加算されていた復興特別税500円の課税が終了し、3,500円から3,000円に減額となりました。このことにより、調定額、収入済額ともに対前年度280万円の減額となりました。所得割では定額減税の影響が大きく、調定額、収入済額ともに約3,800万円の減額となっております。定額減税の影響額は約4,500万円となっております。収納率は現年課税分では0.10%減の99.15%、滞納繰越分では13.89%減の21.13%でございます。

す。

続いて、目の2、法人でございます。収納率は0.23%減の99.71%でございます。調定額、収入済額ともに前年度より約2,500万円の増額となっております。主な要因といたしましては、現年課税分で一部法人における業績好調によるものでございます。

次に、項の2、固定資産税でございます。現年課税分では、収納率が0.59%増の95.06%で、調定額は約470万円、収入済額も約430万円、いずれも減額となっております。土地につきましては、3年に一度の評価替えによる影響が大きく、地価の下落などにより、調定額で約400万円、収入済額で約380万円の減額となりました。家屋では、新築家屋や新築家屋の減額措置の終了による増額の要因はあったものの、家屋の滅失や評価替えによる減額の要因が大きく、調定額で約400万円、収入済額で約380万円の減額となっております。

償却資産では、法人の設備投資により、調定額、収入済額ともに約330万円の増額となりました。また、滞納繰越分では、収納率は9.63%減の12.71%、調定額は約1,200万円、収入済額は約650万円、いずれも減額となりました。

次に、項の3、軽自動車税でございます。現年課税分では、四輪の軽自動車などの登録台数は減っているものの、税制改正による税額の増加の影響もあり、調定額、収入済額ともに約16万円の微増となりました。収納率は現年課税分が0.03%減の99.15%、滞納繰越分が17.10%減の20.44%となりました。環境性能割は、令和6年2月1日から令和7年1月31日までに登録された98台分で、約30万円の増額となっております。

次に項の4、町たばこ税でございます。収入済額は課税本数の減少により約300万円の減額となりました。以上でございます。

参事兼政策推進課長

それでは、22、23ページになります。項、地方譲与税でございます。このほか地方交付税等につきましては、国の地方財政計画に基づいて令和6年度の予算が計上されております。こちらのほうは国の機関において提出、公表されているものに基づいて予算が計上されております。

それでは、地方揮発油譲与税でございます。こちらはガソリンに課して地方

財源を譲与されるものでございます。主に道路の延長や面積によって譲与されるものでございます。

続きまして、自動車重量譲与税でございます。検査自動車と届出軽自動車に対し課されるものでございます。こちらも道路の延長、面積による譲与でございます。

続きまして、森林環境譲与税でございます。こちらのほうは災害防止、国土保全機能強化のために設けられたもので、人工林の面積割、林業従事者割、人口割という形で譲与されるものでございます。

続きまして、利子割交付金。こちらのほうは利子に対して課税されるものでございます。地財計画により実績が大きく伸びたため増額の歳入となったものでございます。

続きまして、配当割交付金でございます。上場株式配当に課される課税でございます。こちらも実績に基づき増額の歳入となったものでございます。

続きまして、24、25ページでございます。上段でございます。株式等譲渡所得割交付金でございます。株式等の譲渡所得に課される課税で県税収入を交付されるものでございます。こちらも企業収益等に基づく増額、歳入増となったところでございます。

続きまして、法人事業税交付金でございます。県に納付される法人事業の一部を事業従事者で案分し、県の法人事業税の100分の7.7で交付されるものでございます。

続きまして、地方消費税交付金でございます。県の地方消費税収入を人口従事者等で人数等で案分され、交付されるものでございます。

続きまして、ゴルフ場利用税交付金。こちらは県が収納したゴルフ場利用税に対して交付されるものでございます。ゴルフ場利用税の10分の7をその所在市町村に対し交付されるもので、昭和41年に創設された交付金でございます。

続きまして、環境性能割交付金でございます。県に納付された自動車税、環境性能割の一部を交付されるもので、こちらも道路の延長、面積に応じて市町村に交付されるものでございます。

続きまして、地方特例交付金でございます。住宅ローン減税等に対するもの  
でございます。なお、こちらにつきましては定額減税による減収補填といたし  
まして、その分の4,692万4,000円がこの中に含まれております。

続きまして、26、27ページになります。地方交付税でございます。こちらに  
つきましては、当初予算に対して子ども子育て費の新設、そして給与改定に伴  
う人件費の増に伴う収入の増となったところでございます。予算に対して1億  
8,318万1,000円の増となったところでございます。

続きまして、交通安全対策特別交付金でございます。交通反則金の一部を改  
良済みの道路延長や過去2年間の事故件数等で提示されるものでございま  
す。以上でございます。

会 計 管 理 者 続きまして、款13、分担金及び負担金でございます。中段の項1、負担金、  
目2、民生費負担金、備考欄の保育所運営費負担金現年度分につきましては、  
保育所を利用する0歳から2歳児、延べ543名分の保育料でございます。その  
下段、学童保育保護者負担金現年度分につきましては、学童保育室を利用する  
児童延べ1,812名分の保育料でございます。

続きまして、款14、使用料及び手数料でございます。1枚おめくりいただき  
まして、28、29ページを御覧ください。項1、使用料、目1、総務使用料、節  
2、住宅使用料につきましては、町営住宅26戸分、公的賃貸住宅19戸分、地域  
優良賃貸住宅26戸分の使用料でございます。

中段、目4、農業使用料、寄ロウバイ園入園料につきましては、入園者数2  
万6,628名のうち2万5,210名分の入園料となっております。入園者数は昨年  
度より4,595名の増となっております。

1枚おめくりいただきまして、30、31ページを御覧ください。最下段の款  
15、国庫支出金でございます。項1、国庫負担金、目1、民生費国庫負担金、  
1枚おめくりいただきまして32、33ページ上段、備考欄の障害者自立支援給付  
費等負担金から障害児施設給付費等負担金の3件の負担金につきましては、障  
害児者支援及び給付等に要する経費の2分の1を国が、4分の1を県が負担す  
るものでございます。

その下段、子どものための教育・保育給付費国庫負担金につきましては、保育施設へ支払う給付費のうち保育料分を除いた額の2分の1を国、4分の1を県が負担するものでございます。

その2段下、児童手当国庫負担金につきましては、児童を養育している保護者へ支払う児童手当の3分の2を国、6分の1を県が負担するものでございます。

続きまして、項2、国庫補助金、目1、総務費国庫補助金、備考欄、デジタル田園都市国家構想交付金につきましては、新モビリティサービス推進事業などに要する経費の2分の1を国が補助するものでございます。

その2行下、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、エネルギー消費、食料品価格の物価高騰の影響を受けた非課税世帯などに対する支援給付金事業や商工振興、商品券発行事業などに充てられております。

その左の欄、収入未済額につきましては、令和7年度に繰り越しいたしました旧寄中学校校舎改修事業などに要する経費に係る分でございます。

1枚おめくりいただきまして、34、35ページを御覧ください。目2、民生費国庫補助金、節2、子ども・子育て支援国庫交付金につきましては、子育て支援センターなどの子ども・子育て支援事業に係る経費について、国と県がそれぞれ約3分の1を補助するものでございます。

目4、土木費国庫補助金。社会資本整備総合交付金、都市計画関連につきましては、新松田駅北口開発事業支援及び設計業務委託料に係る経費の約3分の1を国が補助するものでございます。

その左の欄、収入未済額につきましては、令和7年度に繰り越しいたしました道路新設改良整備事業に要する経費に係る分でございます。

最下段、目5、教育費国庫補助金、節2、中学校費国庫補助金及び節4、幼稚園費国庫補助金、学校施設環境改善交付金につきましては、松田中学校校舎改修工事及び松田幼稚園舎改修工事に係る経費の3分の1を国が補助するものでございます。

その左の欄、収入未済額につきましては、令和7年度に繰り越しいたしまし

た寄小学校、松田小学校及び松田中学校整備事業に要する経費について係る分  
でございます。

続きまして、36、37ページを御覧ください。款16、県支出金でございます。  
項1、県負担金、目2、民生費負担金、節3、保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の低所得者等の保険税及び保険料の軽減分など、県が4分の3の公費補填をすることにより財政基盤の安定化を図るものでございます。

続きまして、38、39ページを御覧ください。中段、項2、県補助金、目1、総務費補助金、節1、市町村自治基盤強化総合補助金につきましては、A I オンデマンド交通実証実験事業や寄りやま運動広場整備事業などに充てられております。

その下段、目2、民生費補助金、節2、老人福祉費補助金、地域医療介護総合確保基金、介護分事業費補助金につきましては、民間事業者の介護施設の建設に伴う経費などについて県が町を通して間接的に補助するものであります。10分の10の補助事業でございます。

最下段、節4、児童福祉費補助金、小児医療費助成事業補助金につきましては、0歳から就学前の児童の医療費や小中学生の入院に伴う医療費について2分の1を県が補助するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、40、41ページを御覧ください。目3、衛生費補助金、節3、水源環境保全再生施策市町村補助金の生活排水処理施設整備事業補助金につきましては、合併処理浄化槽への転換に対する補助金に充てられており、約5分の3を県、5分の1を国が補助するものでございます。

その3行下、河川・水路自然浄化対策推進事業補助金につきましては、河土川の河川における水質浄化機能向上のための整備事業に充てられております。10分の10の補助事業でございます。

下段、目5、土木費補助金、地籍調査費補助金につきましては、地籍調査費委託などに係る経費の4分の3を県が補助するものでございます。

その左の欄、収入未済額につきましては、令和7年度に繰り越しいたしまし

た地籍調査事業に要する経費に係る分でございます。

続きまして、42、43ページを御覧ください。下段、款17、財産収入でございます。項1、財産運用収入、目1、財産貸付収入につきましては、土地17件分、建物1件分の貸付収入でございます。

続きまして、44、45ページを御覧ください。款18、寄附金でございます。項1、寄附金、目1、一般寄附金、ふるさと応援寄附金につきましては、9,510件分、その下、目2、指定寄附金につきましては、まち・ひと・しごと創生寄附金17件分、ふるさと応援寄附金399件分の寄附をいただいております。

3枚おめくりいただきまして、50、51ページを御覧ください。款21、諸収入、項6、雑入、中段の節3、市町村振興協会市町村交付金につきましては、宝くじ収益に伴う市町村への配分金として交付されるものでございます。

節9、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金につきましては、松田中学校太陽光発電設備整備工事に要した経費の2分の1の補助金が充てられております。

1枚おめくりいただきまして、52、53ページを御覧ください。節13、スポーツ振興くじ助成金につきましては、寄みやま運動広場人工芝生化新設事業などに充てられております。

節15、雑入の主なものとしたしましては、足柄東部清掃組合職員給与負担金519万9,504円などがございます。説明は以上でございます。

議 会 事 務 局 長      それでは歳出に入ります。56、57ページをお願いします。議会費でございます。主なものは、議員及び職員人件費に要する経費が議会費の93%を占めています。その他議会だより印刷製本費、タブレット端末賃借料、議会運営システム使用料が主な支出でございます。説明は以上でございます。

参 事 兼 総 務 課 長      続きまして、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費でございます。この目は総務課等の職員43名分と特別職の給料等や職員研修に関する経費、法律相談に関する経費等を支出しております。

恐れ入ります、1ページおめくりいただき次ページ、60ページ、61ページをお願いいたします。上段の02、一般管理事務に要する経費の0201、一般事務経

費は表彰審査委員会関係、弁護士報償等町長交際費負担金等に関する経費を支出しております。

7の報償費につきましては、町産業医や町顧問弁護士の報償を、12の委託料につきましては庁舎の警備委託料を支出しております。

最下段、負担金補助及び交付金につきましては、1枚おめくりいただきまして、県町村会ほか8団体に負担金並びに補助金を支出しております。

中段の0204の契約検査事務経費は、主に電子入札等に関する経費でございます。

18の負担金補助及び交付金に関しては、電子システム、入札システムに関する負担金を支出しております。以上です。

参事兼政策推進課長 それでは62、63ページ、目、文書広報費でございます。こちらは町の様々な情報や魅力を伝えていくための経費となっているものでございます。主なものにつきましては、64、65ページにわたります。広報まつだの制作に係る経費、また、町ホームページの保守管理等に係る経費、そして備品購入費につきましては広報用のパソコンの購入によるものでございます。

目、財産管理費でございます。こちらは財政運営を推進するための経費によるものでございます。こちらは主なものにつきましては、24、積立金でございます。財政調整基金への利子分でございます。こちらは県債の購入によるものでございます。

また、交付税前倒しの交付がございまして、令和7年、8年度分の交付税算入分といたしまして、減債基金への積立金、これが臨財債償還に充てるためのものでございます。以上です。

会 計 管 理 者 続きまして、目4、会計管理費でございます。こちらは会計事務に要する一般事務経費でございます。主なものといたしまして、備考欄、役務費の手数料では、役場派出窓口に係る事務手数料や令和6年10月より有料となりました公金の振込みにかかる手数料などがございます。説明は以上でございます。

参事兼総務課長 目5、財産管理費でございます。財産管理費は町有財産や庁用車、役場庁舎、町営駐車場、地域集会施設等の管理経費を支出しております。

備考欄、0101、財産管理経費でございますが、1枚おめくりください、12の委託料でございますが、こちらの町有林整備委託料は、神奈川県地域水源林整備事業補助金を活用しまして、町有林の間伐と調査測量を行いました。

また、中段、24の積立金におきましては、公共施設等整備基金積立金は、公共施設の維持管理補修の整備等に充てるために積み立てているものでございます。

中段の庁用車管理経費につきましては、総務課で管理しております6台分の庁用車の管理経費を支出しております。

その下、0103、庁舎管理経費では庁舎管理に関する管理経費を支出しております。

1枚おめくりください。よろしく申し上げます。12番、委託料の庁舎管理法  
定業務等委託料につきましては、庁舎消防設備保守点検や庁舎自動ドア保守点  
検などの法定業務等を行っております。

また、14番の工事請負費の庁舎空調機修繕工事におきましては、庁舎1階から3階までの事務室や無線室のエアコン等の空調機の破損に伴いまして、冷房機能が低下し、エアコンが不具合になったため、インバーターコンプレッサー等の圧縮機の部品交換等の改修工事を行っております。

中段、0104、町営臨時駐車場管理経費は、仲町屋月極駐車場とJR松田駅北口に  
あります町営臨時駐車場の管理にかかった経費を支出しております。

次ページ、お願いいたします。地域集会施設等管理経費の12、委託料でござ  
います。12、委託料の地域集会施設等指定管理委託料は、各自治会で管理して  
おります地域集会施設の指定管理委託料や、14、工事請負費では、仲町地域集  
会施設の改修工事では、屋根、外壁の塗装工事を、宇津茂地域集会改修施設工  
事では、外壁や雨戸等の塗装とトイレの改修を行いました。

中段よりやや下、0201、地方創生拠点施設事業の12、委託料は、旧寄中学校  
校舎改修設計監理委託料につきましては、外壁改修工事と内装改修工事の設計  
委託等、14、工事請負費は旧寄中学校改修工事の工事費の一部を支出して  
おります。

続きまして、目6、住宅管理費でございます。この目につきましては、町営住宅の住宅管理に関する経費を支出しております。

0101、町営住宅管理経費に係る需用費の修繕料は、町営住宅に係る一般修繕や原状回復修繕を、1枚おめくりいただきまして、72ページ、73ページをお願いいたします。14番の工事請負費につきましては、町営住宅解体整地工事としまして、沢尻住宅1棟と仲町屋住宅1棟の合計2棟分の解体工事を実施しております。以上です。

参事兼政策推進課長

それでは、目、企画費でございます。こちらにつきましては、主なものにつきましては、18、負担金補助及び交付金でございます。県西部の広域行政、また1市3町広域行政等々の負担金によるものでございます。

続きまして、総合計画等の推進経費でございます。こちらは第6次の総合計画。そして第2期の総合戦略の進行管理に関する経費によるものでございます。

続きまして、74、75ページになります。12の委託料でございます。令和7年度からの第3期の総合戦略人口ビジョンを策定したことによる策定業務委託料でございます。

そのほか自治体交流事業につきましては、姉妹町千葉県横芝光町の交流事業、そして0104の定住少子化対策事業におきましては、引き続き負担金補助及び交付金で住宅取得の奨励金等、また空き家改修や解体の補助金などによるものでございます。

そして、ふるさと納税管理経費につきましては、委託料が主なものでございます。返礼品発送等の委託料によるものでございます。

続きまして、76、77ページになります。中段下。05番、0110、寄地区定住促進事業におきましては、寄地区活性化推進協議会に関する事業経費でございます。

また、その下の松田町寄村合併70周年記念事業の準備の委員会等に要する経費によるものでございます。

続きまして、78、79ページになります。項番0201、シティプロモーション・

おもてなし推進事業におきましては、ふるさと大使への謝礼、また、ふるさと大使のおもてなし公演の委託料などによるものでございます。

項番0302、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業でございます。こちらにつきましては、ふるさと納税に対する事業等のものでございます。特に委託料につきましては、企業版のふるさと納税推進委託料によるものでございます。こちらは周知啓発による成功報酬分として支出したものでございます。以上です。

参事兼総務課長 目8、町政連絡費です。この目は、行政協力委員や自治会に関する経費を支出しております。0101、一般事務経費の、1枚おめくりください、12、委託料です。全戸配布ポスティング委託料は、26自治会中19自治会を対象に自治会役員の負担軽減のため業者による広報等の全戸配布物のポスティングを行いました。以上でございます。

参事兼政策推進課長 それでは80ページ、81ページになります。目、電算管理費でございます。こちらは、主なものは広域で連携しています神奈川県町村情報システム共同事業組合の負担金によるものでございます。当初、平成24年に設立された事業展開で初期投資などの経費の軽減を目的に設置されて推進しているものでございます。

そして、財務会計端末機器の経費などによるものでございます。主なものは、システムが組合のほうに移行するに当たりまして、財務会計システムの負担金導入費利用料等によるものでございます。

項番0103、電子自治体推進事業でございます。こちらは総合行政ネットワーク事業といたしまして、国や県との情報をつなぐネットワークによる経費でございます。主なものにつきましては、中間サーバープラットフォーム関係経費でございます。マイナンバーカード等のプラットフォームの運営経費によるものでございます。

続きまして、項番0104、庁内LAN関係経費でございます。こちらは庁舎内の関係のLAN、いわゆるインターネットに接続している事務機器、また回線の維持管理、運用、各種サーバーの維持管理、また職員のパソコン、各回線の

維持管理、セキュリティー対策などの経費によるものでございます。以上でございます。

町 民 課 長 続きます、82、83ページをお願いいたします。目10、寄出張所費でございます。支出の主なものは繰出金で、診療所特別会計で支出をしている出張所と兼務の職員の給与の一部を一般会計から診療所会計へ繰り出すものでございます。以上でございます。

安全防災担当室長 それでは、交通防犯安全対策費を御覧ください。この目は交通安全対策に関する経費と防犯対策に要する経費に関する支出でございます。

84ページ、85ページを御覧ください。事業ごとに主なものを御説明させていただきます。

0102、交通指導隊運営事業につきましては、報酬としまして交通指導隊員20名の報酬でございます。

0103、交通安全啓発事業につきましては、委託料としまして、交通見守り事業委託では県道711号線仲町の商店街の交差点におきまして、児童の登下校時の交通安全に伴う見守りを委託してございます。

0104、駐車場管理につきましては、委託料としまして放置自転車対策委託では中丸児童公園駐輪場付近の清掃また利用者への注意喚起、町内安全の放置自転車の確認、撤去などを委託してございます。

0105の防犯活動事業につきましては、10番の需用費の光熱水費では防犯灯一年間分の電気料を支出してございます。使用料及び賃借料のうちLED防犯灯リース料としまして、町内の防犯灯リース料を支出してございます。

14番の工事請負費の防犯カメラ交換工事につきましては、松田小学校正門前の防犯カメラ、また松田中学校北側通学路町道2号線に設置してある防犯カメラをそれぞれ交換しまして、県道711号線JR高架下に新設してございます。

交通防犯安全対策費の説明は以上でございます。

参事兼政策推進課長 それでは、86、87ページ、目、地域交通対策費でございます。こちらにつきましては、主なものは負担金補助及び交付金、乗合バス運行事業、これは継続してやっている事業でございます。

増発している便が2便。寄、萱沼地区、虫沢地区等々枝線、奥まで入る枝線が4便によるものでございます。

また、バス、通学定期券助成事業補助金や高齢者バス65歳以上の町乗りバスという補助金を引き続きやった事業でございます。

項番0102、新モビリティ推進事業でございます。こちらにつきましては、12委託料、A I オンデマンドバス実証実験の委託料でございます。また、それに伴う備品購入費としてオンデマンドバス車両購入費によるものでございます。こちらの事業2つにつきましては、デジ田の交付金2分の1を活用し、また、自治基盤、県の補助金4分の1を活用して実施したものでございます。

以上です。

税 務 課 長 項2、徴税费、目1、税務総務費でございます。支出の主なものといたしましては、節18、負担金補助及び交付金で県町村税務協議会などへ負担金を支出しております。

次の88、89ページをお願いいたします。

目2、賦課徴収費は賦課及び徴収に要する経費で、主に固定資産税の次回令和9年度の評価替えに向けた委託料などを支出しております。

以上です。

町 民 課 長 90ページ、91ページをお願いいたします。

項3、目1、戸籍住民基本台帳費の主なものは戸籍電算システム管理経費の委託料で、戸籍や戸籍の附票に振り仮名を記載するための機能整備等でございます。

以上でございます。

参事兼総務課長 92ページ、93ページをお願いいたします。

項4、選挙費、目1、選挙管理委員会費です。

この目は選挙管理委員会に関する運営経費を支出しております。委員4名分の報酬のほか事務経費等を支出しております。

続きまして、目2、衆議院議員選挙費でございます。この目は衆議院議員選挙にかかる経費を支出しております。0101、衆議院議員選挙執行経費では、

3、職員手当と投開票事務従事者手当は投開票に伴う投票日、前日及び当日の事務従事者手当を支出しております。

最下段の17、備品購入費は事務用備品としまして、投票用紙交付機2台等を購入しました。

以上でございます。

参事兼政策推進課長 それでは、94、95ページの項、統計調査費でございます。こちらにつきましては、国の行政機関が作成する統計のうち総務大臣が指定する特に重要な統計、10分の10の補助事業として行ったものでございます。

主なものは農林業センサスによる事業経費が主なものでございます。

続きまして、項、監査委員費でございます。こちらは毎月の例月出納、決算審査、そして定期監査、県の監査事務局による研修の参加、また団体の補助金の監査などによる経費でございます。

以上です。

福 祉 課 長 それでは、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費でございます。ページにして96、97ページです。

主なものにつきましては、01、職員人件費に要する経費として職員の人件費。

02、社会福祉業務に要する経費としましては委託料、健康福祉センター指定管理料などでございます。

次のページを御覧ください。98、99ページでございます。

備考欄の上段、工事請負費としては健康福祉センター自動火災報知機改修工事でございます。こちらにつきましては、老朽化に伴う改修工事でございます。

次に、18、負担金補助及び交付金につきましては、町社会福祉協議会補助金として社会福祉協議会の職員の人件費として支給したものでございます。

続きまして、03、繰出金に要する経費としては、0301、国民健康保険事業特別会計繰出金として法定繰入の基準に基づいた繰り出しを行っております。

0302、介護保険事業特別会計繰出金につきましては、法定割合に基づく繰出

金で、町負担分として一般会計から支出しております。

1 ページおめくりいただきまして、100ページ、101ページです。

こちらにつきまして、04、物価高騰対応重点支援給付金に要する事業としましては、物価高騰による消費者の負担増を踏まえ、特に家庭への影響がある世帯であります令和6年度の住民税非課税世帯もしくは住民税均等割世帯を対象に給付金のほうを支給してまいりました。

また、0403の物価高騰対応重点支援給付金事業（調整給付分）といたしましては、こちらに関しましては住民税が課税の方に対して所得税として3万円、住民税として1万円、計4万円を支給したものでございます。

続きまして、102ページ、103ページをお願いいたします。

目2、老人福祉総務費でございます。主な支出でございます。01、高齢者福祉業務及び医療に要する経費の主なものとしましては、現在運営中の小規模多機能型居宅介護施設の建設費にかかる経費として、地域医療介護総合確保基金補助金を県経由で町から2,196万円を支出しております。

また、0102、後期高齢者医療運営事業では、後期高齢者広域連合事務費負担金として広域連合の運営負担金を支出しております。次の後期高齢者医療広域連合市町村定率負担金につきましては、後期高齢者医療制度の公費負担の5割のうち町負担分として全体の12分の1を負担しております。

次に、27、繰出金です。こちらについては後期高齢者医療保険基盤安定制度を繰出金として低所得者の負担の軽減にかかるものとして、また後期高齢者医療特別会計繰出金は一般管理経費事務分としてそれぞれ繰り出しております。

その下0103、敬老会関係につきましては、多年にわたり社会に貢献をしていただいた方。長寿を祝うため、昨年9月14日に敬老会を実施しました。主なものとしては、敬老祝い金として272万円を228名の方に、条例に基づき支給させていただきました。

また、100歳を迎えられた5名の方についてはお誕生日にお祝い金と花束をお届けいたしました。

続きまして、104ページ、105ページをお願いいたします。

こちらにつきまして、0104、高齢者生きがい事業でございます。こちらにつきましては、18、負担金補助交付金としてシルバー人材センターの振興補助金として理事長及び事務局職員の人件費を支出しております。

その次の0105、高齢者生活支援事業としましては、18、負担金補助及び交付金で、高齢者等エアコン設置費補助金として、住民税の非課税世帯、均等割世帯で家に1台もエアコンがない65歳以上の高齢者世帯、高齢者が同居する世帯に対し購入費の一部を助成いたしました。

続きまして、106、107ページをお願いいたします。

目、障害者福祉費でございます。01、障害者支援及び給付等に要する経費の主なものにつきましては、0102、重度障害者医療費をはじめとする障害者が地域で生活していく上で必要な障害者福祉サービス等給付費となっており、同サービスでは受給者証の交付を受けた障害児者合わせて162人に対し、18種類のサービスを利用しております。

また、障害者自立支援医療費及び補装具費ではそれぞれ15名の方がサービスを利用しております。

金額にして、障害福祉サービス等給付費及び補装具費合わせて4億1,226万2,699円を支出しております。

次に、0104、地域生活支援事業でございます。こちらは町単独事業として、障害者本人に対し、地域での生活に必要な交通費や燃料費を助成しています。

主なものとしては、障害者施設通所交通費助成金や在宅重度障害者、自動車燃料費の助成などがそれに当たります。

次のページ、108、109ページをお願いします。

目4、国民年金費です。こちらにつきましては国民年金事務に要する経費で、各種申請の受付や相談業務を行っております。民生費の前半の説明は以上でございます。

議 長      こちらで一度休憩を挟みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、10時半まで一旦休憩を挟みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(10時13分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (10時30分)

子育て健康課長 続きまして、款3、民生費、項2、児童福祉費でございます。ページは108、109ページをお願いいたします。児童福祉費では乳幼児や児童を育成するために必要な助成や支援などの事業を行っております。

主なものですけれども、110、111ページの上段をお願いいたします。

0102、小児医療費助成事業では高等学校修了前までの小児にかかる医療費を助成いたしました。

0103、一人親家庭等医療費助成事業では18歳までの児童がいる一人親家庭等に対し医療費の一部を助成いたしました。

0104、子育て支援センターファミリーサポート事業は親子の交流する場の提供や相談事業を実施している子育て支援センター事業、それから子育て中の方を支援するファミリーサポート事業に対して支出をいたしました。

備考欄0105、学童保育事業ですが、松田小学校、寄小学校で学童保育を開設するための経費として支出をいたしました。

112、113ページをお願いいたします。

0106、子ども・子育て支援事業計画推進事業では、令和7年度から令和11年度の第3期松田町子ども・子育て支援事業計画策定にかかる委託料などの経費として支出をいたしました。

0109、子育て世帯支援事業では子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、出産・育児関連用品の購入費に充てるための給付金といたしまして、1歳から2歳児一人につき子育て支援給付金として3万円。また松田すこやか祝い金として新生児一人につき3万円を支給いたしました。

続きまして、目2、児童措置費でございます。

01、児童措置に要する経費でございます。児童を養育するための扶助や就労家庭の乳幼児を預かる保育所に対して扶助費や補助金の支給などを行っております。

主なものでございます。最下段0101保育所運営事業でございます。

114、115ページをお願いいたします。

保育所等への入所に関する経費で、町内の園児が通園する保育所に対して運営費として支払う扶助費などの支出をいたしました。0103、児童手当事業につきましては、制度改正に伴いまして令和6年10月以降につきましては高校生年代までを対象として拡大し給付をいたしました。

次に、項3、災害救助費、目1、臨時災害救助費でございます。114、115ページ下段から116、117ページにわたりますが、災害時における被災者への災害救助費として予算計上されているものでございます。令和6年度につきましては支出はございませんでした。

続きまして、款4、衛生費、項1、保健衛生費でございます。ページは116、117ページになります。

項1、保健衛生費でございます。町民の健康増進及び母子保健の助成や支援に関する事業や、風疹、インフルエンザなどを含めた感染症予防対策に関する事業でございます。

主なものでございます。116、117ページをお願いいたします。

0101、職員給与費といたしましては、職員の給料及び職員手当等を支出いたしました。

02、保健衛生事務に要する経費では118、119ページをお願いいたします。

中段の少し下になります。0301、デジタル実装事業についてはデジタル田園都市国家構想交付金を活用しまして、AI健康測定器を活用した高濃度水素酸素吸入事業を実施するための経費を支出いたしました。

次に、目2、予防費の主なものでございます。

01、疾病予防及び母子衛生に要する経費でございます。

下段にあります0101、母子保健事業では3か月、1歳半、2歳児歯科、3歳児健診での健康診査事業の報償費や、120、121ページをお願いいたします。

中段の委託料の妊産婦健康診査委託料、また扶助費の産後ケア応援助成金などの支出をいたしました。

0102、感染症予防事業では、予防接種法に基づいた感染症予防のための定期予防接種等の事業や委託料の個別予防接種委託料。また、扶助費の任意予防接

種費助成金といたしまして、小児インフルエンザ費用助成金及び大人の帯状疱疹ワクチン接種助成金などを支出いたしました。

122、123ページをお願いいたします。上段の0103、健康増進事業では、健康増進法に基づいた健康診査、健康教育、健康相談、がん検診などの事業にかかる経費を支出いたしました。

また、0105、後期高齢者保健事業につきましては、75歳以上の高齢者を対象とした健康診査事業、保健指導事業、健康受診率向上事業にかかる経費としてそれぞれ支出をいたしました。

下段の0106、出産・子育て応援事業につきましては、妊婦さん、子育て家族が安心して出産・子育てができる環境の充実に図るため、国事業の出産・子育て応援給付金といたしまして妊婦さん1人当たり5万円、また新生児1人当たり5万円をそれぞれ支給いたしました。

説明は以上でございます。

環境上下水道課長

目3、環境対策費でございます。126、127ページをお願いします。

安全・安心で衛生的な生活環境を創出するための経費で、環境美化推進事業や小田原市斎場事務等に要する経費、地球温暖化の防止を目的とした再生可能エネルギー利用促進事業などにかかる支出を計上しております。

また、鳥獣防除対策事業では有害鳥獣の被害対策を目的とした捕獲駆除活動、ヤマビル対策にかかる費用を。ジビエ処理加工施設運営事業では足柄ジビエ工場の運営にかかる費用などを支出しております。

続きまして、128、129ページをお願いします。

項2、清掃費でございます。

目1、塵芥処理費につきましては、廃棄物の共同処理を行うため、中井、大井、松田の三町で構成する足柄東部清掃組合への負担金や廃棄物収集運搬委託事業などをはじめとしたごみの収集処分に要する経費を支出したものでございます。

一般事務経費の負担金補助及び交付金におきましては、足柄上地区一市五町の廃棄物処理広域化に向けた検討及び調整にかかる事務局職員の人件費及び事

務費に関する負担金として足柄上地区資源循環型処理施設整備調整会議負担金も支出しております。

続きまして、130、131ページをお願いします。

目2、し尿処理費でございます。くみ取にかかる収集運搬委託料であるし尿処理委託料や河川等の水質向上を図るため寄地区における単独処理浄化槽またはくみ取便槽から合併処理浄化槽へ転換した方に対する費用の補助である合併処理浄化槽整備費補助金、し尿処理施設である足柄衛生センターを運営する足柄上地区一市五町で構成する足柄上衛生組合への負担金などにかかる経費を支出しております。

衛生費の説明は以上となります。

参事兼観光経済課長

同じページ、130、131ページをお願いします。

下段の目1、農業委員会費です。農地法に基づく許認可等に関する事務及び農地等の利用の最適化に関する農業委員会活動のための経費でございます。主な施設につきましては、農業委員8名分の報酬でございます。

次のページ、132、133ページをお願いします。中段より少し下の目2、農業総務費です。商工農林係、観光推進係の職員8名分の人件費が主なものでございます。

次のページ、134、135ページをお願いします。

目3、農業振興費でございます。主な支出につきましては、18、負担金補助及び交付金、酒匂川左岸土地改良区負担金など各種団体への負担金や農業者への助成事業などがございます。

同じページの中段、0102、施設管理経費につきましては、10、需用費修繕料では農林道水路の修繕を11件、14、工事請負費、一般農道、農林道、水路等の補修工事を9件施工いたしました。

次のページ、136、137ページをお願いします。

目4、自然休養村管理経費です。主な支出につきましては、指定管理委託料（やまびこ館自然休養村管理センター寄ロウバイ園）並びに借地料管理センター市民農園用地ふれあい農園体験施設でございます。

次のページ、138、139ページをお願いします。中段から少し上、目1、林業振興費です。主な支出といたしましては、01、林業振興に要する経費の24、森林環境譲与税基金積立金でございます。令和元年度から森林環境譲与税が自治体に配分されまして、基金管理上歳入された譲与額の全額を基金積立金として処理しております。

なお、木材利用の促進として基金を活用して町立学校、机、椅子の購入の費用に充てさせていただきました。

次に、同じページの中段、0102、水源の森づくり事業では水源の森エリア内の私有林整備に対する補助事業といたしまして、18、負担金補助及び交付金で、水源の森づくり協力協約推進事業補助金を支出しております。

森林を整備したものに対しまして、県80%、町10%、地元10%を基本に森林組合を通じ補助を行ったものでございます。令和6年度は5.71ヘクタールの森林整備を実施しております。

次に、同じページの下段、目2、林道費。林道費の主な支出につきましては、0101、施設管理経費の12委託料で、町が管理する最明寺林道、中央林道、茶の木畑作業道ののり面草刈り委託料を年2回実施。及び林道等側溝清掃委託料を年1回実施しております。

続きまして、同じページの最下段、目1、商工総務費でございます。こちらにつきましては、商工に携わる職員2名分の人件費でございます。

次のページ、140、141ページをお願いいたします。

中段の目2、商工振興費でございます。商工業の振興を目的とした支出項目でございます。商工振興対策事業、買物環境向上事業、物価高騰支援事業などを行いました。

主な支出といたしましては、最下段の0103、商工振興対策事業といたしまして、次のページ、142、143ページをお願いいたします。

最上段の18、負担金補助及び交付金では足柄上商工会や町商工振興会への団体補助や特産品開発、店舗リノベーションを支援する補助となります。

また、同じページの最下段、0109、物価高騰支援事業では次のページ、

144、145ページをお願いいたします。

最上段、商工振興商品券発行事業補助金といたしまして、商工振興及び生活者支援の両面による物価高騰対策を目的に、地域・経済の底上げと、好循環を促すため商工振興会が実施いたしますプレミアム付商工振興商品券の発行を支援したもので、プレミアム率30%、販売総額6,000万円、発行総額7,800万円で実施させていただきました。町の補助はプレミアム分の1,800万円と事務費でございます。

続きまして、同じページの観光費、観光振興費でございます。主な支出といたしましては、中段から下の0102、観光宣伝事業費で、18、負担金補助及び交付金のうち町観光協会補助金や合同花火大会負担金などがございます。

次のページ、146、147ページをお願いいたします。

下段の0106、観光スポーツ施設整備事業は寄みやま運動広場人工芝新設工事と寄テニスコート改修工事で行いました。このうちみやま運動広場人工芝新設工事につきましては、スポーツ振興くじ助成金を受けまして実施いたしました。

続きまして、148、149ページ、上段の目2、公園管理費でございます。主な支出といたしましては、0101、公園管理事務経費の12、委託料の公園清掃委託料は三自治会とシルバー人材センターへの委託となりました。

公園植木管理委託料は町内9公園の管理で行いました。

また、同じページの148、149ページの下段を御覧ください。

0103、ハーブガーデン管理費での主な経費は最下段の14、工事請負費、ハーブガーデン園路補修工事は老朽化し、腐食が生じているハーブガーデン散策路内の木柵を更新するものでありまして、観光客の安全確保が目的であるため、施設の基幹的整備という観点から国補助2分の1を活用して町で整備したものでございます。

次のページ、150、151ページをお願いします。

0104、子どもの館管理運営費、同じページの中段0105、自然館管理運営費。同じページの下段0106、最明寺史跡公園管理費のそれぞれの事業につきまして

は、施設管理及び運営をしていく上での委託料や報償などの費用を支出しております。

次のページ、152、153ページをお願いします。

中段より少し下の02、児童遊園地管理に要する経費につきましては、9か所の児童遊園地にかかる維持管理経費でございます。主なものとしましては、遊具の保守点検7か所や児童遊園地維持管理委託料でございます。

説明は以上になります。

まちづくり課長 同じページでお願いいたします。款7、土木費でございます。項1、土木管理費、目、土木総務費におきましては、まちづくり課9名分の人件費でございます。

おめくりいただきまして、154、155ページでございます。

国道246号バイパス建設促進協議会などの各種協議会の負担金の支出、継続事業である地籍調査事業、委託でございますが、実施をしてございます。

おめくりいただきまして、156、157ページです。項2、道路橋梁費、目1、道路橋梁総務費では、主に道路照明灯の電気料等となります。

その下、目2、道路維持費におきましては、町道等の安全を確保するため、地域の方のお力もお借りしながら、清掃や草刈りはもちろんのことですが、緊急的な対応を要した寄4号線の災害復旧工事を除きまして、町道等の小規模の補修から安全施設路面標示の設置、舗装補修等の維持管理を実施してございます。

おめくりいただきまして、158、159ページでございます。

目3、道路新設改良費におきましては、道路の新設や拡幅等による改良工事を実施してございます。令和6年度は神山地区の町道23号線や継続的に実施しております弥勒寺地区の寄15号線の改良を実施しております。

あわせて、関係する用地買収や電柱移設、こういった負担金の支出もしてございます。

その下の目4、橋梁維持費におきましては、開成町とをつなぎます旧十文字橋、こちらの橋梁の長寿命化を目途とした5年に1度の法定点検を実施してご

ございます。

続きまして、項3、河川費、目1、河川総務費となります。軽微な補修や流路を整備する工事、また水源環境税を活用した河土川の整備を実施してございます。

項4、都市計画費、目1、都市計画総務費につきましてはおめくりください。160、161ページでございます。

主なものといたしまして、用途地域の変更にかかる調査、検討の業務、また第8回目となります市街化区域を区分する線引きの見直しにかかる図書作成などの都市計画にかかる業務を実施しております。

また、新松田駅北口再開発事業に関しましては、再開発準備組合における運営支援を。また設計業務においては広域交通の結節点である駅前広場などの公共施設にかかる調査・検討・設計を実施しております。

なお、新松田駅周辺整備基金でございます。令和6年度末で7億5,800万円程度を見込んでございます。また、令和7年度末には参考までにさらに積立を実施し、11億円を超えるものと試算をしているところでございます。

目2、都市整備事業費につきましては、新松田駅南口駅前広場整備事業、町道5号線となります。こちらにつきましては、今後も地権者等と鋭意交渉をしましてまいります。

令和7年度につきましては、エレベーター設置位置の変更も含めて、少しでもまず前進できるように推進をしているところでございます。

目3、都市排水路につきましては、町内の都市排水路、水路におきまして、小規模な補修を実施しております。

おめくりいただき、162、163ページをお願いいたします。

項5、住宅費、目1住宅建設費につきましては、町屋及び河内地区の町営住宅の建設工事費の割賦分の支払いと町営住宅基金の積立てを実施しております。土木費の説明は以上となります。

安全防災担当室長 それでは続きまして、消防費の御説明に移らせていただきます。

目1、常備消防費でございます。この科目は小田原市消防本部へ事務負担金

として支出してございます。

次に、目2、非常備消防費でございます。この科目は消防団の管理・運営に関する経費として支出をしてございます。0101、消防団運営事業につきましては、報酬として消防団長以下126名分の年額報酬と、団員の出動経費として支出してございます。

7番の報奨金の退職消防団報奨金として、消防団を退職された3名分として支出してございます。需用費につきましては、消防団新活動服等全分団員用として購入をしました。

次ページ、164、165ページを御覧ください。

目、消防施設費でございます。この科目は消防団の詰所、消防自動車、消火栓の維持管理経費にかかるものでございます。需用費につきましては、消防団の消防用のホース、また消防団の詰所の光熱水費として支出してございます。0103、消防水利整備事業につきましては、消火栓275か所の維持管理経費として支出してございます。

次に、目4、災害対策費でございます。この科目は災害対策に要する経費としまして、避難所や自主防災会に対する強化事業、また防災資機材倉庫の更新、防災行政無線などの管理経費を支出してございます。

次ページ166、167ページを御覧ください。

0103、自主防災会育成事業につきましては、一般財団法人自治総合センターが実施する宝くじ社会貢献広報事業としまして、中丸自主防災会に蓄電池を整備しております。

次に、0104防災資機材等整備事業につきましては、需用費としまして、非常食、また防災ヘルメット等、防災資機材等を購入してございます。

14、工事請負費につきましては、中沢自主防災会及び大寺宮地自主防災会の防災資機材倉庫2基を更新してございます。

消防費の説明につきましては以上でございます。

教 育 課 長     それでは、款9、教育費でございます。1枚おめくりください。168、169ページから説明させていただきます。

上段2は教育委員会費として教育委員の報酬や協議会の負担金を支出しております。

続きまして、2、事務局費でございます。01、職員人件費に要する経費を支出いたしました。内訳は幼稚園教諭を含む職員人件費として給与のほか、職員手当等となっております。

170、171ページをお願いいたします。

0103、会計年度任用職員給与費でございます。外国語指導助手、いわゆるALTやバス運転手の人件費などを支出いたしました。ALTは中学校、小学校、幼稚園、保育園に配置をいたしまして、英語教育や日常の教育活動を通じて英語に慣れ親しむ機会を提供しております。

中段になります02、幼稚園・学校教育活動全般に要する経費では学校運営に関わる各経費のほか、1枚おめくりください、172、173ページになります。

18、負担金補助及び交付金の中段でございます。給食費保護者負担軽減措置補助金といたしまして、小中学生には1人当たり月額950円を、幼稚園児には200円を引き続き補助をいたしました。

おめくりください。174、175ページをお願いいたします。

0206、適応指導教室事業では河内の町営住宅内に教育支援センター通称ほほえみ教室を設置いたしまして、不登校といわれる子供たちのために支援を継続しております。

0207、英語教育推進事業では12、委託料として外国語指導助手派遣支援委託料を支出いたしました。また、18、負担金補助及び交付金では、英語検定試験への動機づけの一助として英語検定にかかる費用を補助をいたしました。

0210、教育施設電算管理経費では小中学校で利用する校務支援システムなどの補修委託に要する経費や、次ページにまたがりませんが、176、177ページ上段になります0211、学校ICT推進事業においてICT活用促進事業としてICT支援員を各学校に派遣し、ICT教育の推進を図っております。

0212、コミュニティスクール事業では、導入推進委員会の開催や保護者向け、教員向けに説明会を実施した経費などを支出し、本年度令和7年度4月1

日より学校運営協議会制度をスタートしております。

0214、物価高騰支援事業では、給食費保護者負担分を物価高騰対策として支援をいたしました。

続きまして、項2、小学校費、目1、寄小学校費でございます。主に、学校の管理運営に関する経費を支出しております。プール管理などの施設の維持管理経費や会計年度任用職員の雇用に関する経費、また給食の提供に関する経費など管理的、義務的な経費を支出いたしました。

少し飛ばさせていただきます。おめくりいただきまして、180ページ、181ページをお願いいたします。

上段0104、施設整備事業でございます。今年度寄小学校の大規模改修工事を実施しておりますが、令和6年度はその準備として耐力度調査及び改修工事の設計を実施いたしました。

182、183ページをお願いいたします。

下段、目2、松田小学校費でございます。寄小学校同様管理的、義務的経費の支出を行うほか、就学援助に関する経費を支出いたしました。

少しおめくりいただきまして、188、189ページをお願いいたします。

項3、中学校費、目1、松田中学校費でございます。小学校費同様管理的、義務的経費の支出を行ったほか、就学援助、またスクールバスの運行に関する経費のほか、大規模改修工事などを実施いたしました。

194、195ページをお願いいたします。

最上段04、松田中学校整備に要する経費でございます。屋上への太陽光発電設備の設置及び大規模改修工事の2期目ということで、内装工事などを実施いたしましたものでございます。

続きまして、項4、幼稚園費、目1、松田幼稚園費でございます。小中学校同様に管理的、義務的経費の支出を行ったほか、預かり保育に関する経費、また給食提供に要する経費などを支出しております。

196、197ページをお願いいたします。

中段0105、施設整備事業でございます。こちらにおきまして、園舎の改修工

事を実施いたしました。内外装、サッシ、電灯のLED化などを行ったものでございます。

続きまして、目2、寄幼稚園費でございます。松田幼稚園と同じく管理的、義務的経費の支出を行いました。

続きまして、1枚おめくりください。198、199ページをお願いいたします。

項5、社会教育費、目1、社会教育総務費でございます。01、社会教育事務全般に要する経費では、1枚おめくりいただきますと、200ページ、201ページをお願いいたします。

18、負担金補助及び交付金におきまして、未来トップランナー育成・応援助成金を、また、スーパーキッズ育成団体助成金を支出し、未来を担う人材育成支援に取り組んでまいりました。

0102、放課後子ども教室事業では、放課後に小学校の子供たちに安全・安心な活動拠点、いわゆる居場所を設け、学習活動やレクリエーションなどを行い、子供の居場所づくりを推進いたしました。

続きまして、0103、地域学校協働活動推進事業、いわゆる寺子屋まつだでございます。こちらも子供たちの活動の場や居場所づくりを推進してまいりました。

続きまして、202、203ページをお願いいたします。

目2、青少年教育費でございます。令和6年度には昨年度に引き続き、中学校の中学生交流洋上体験研修を実施いたしました。また、青少年指導員の協力をいただき、青少年ジュニアキャンプを予定しておりましたが、猛暑の影響により中止とさせていただきます。

目3、図書館費になります。図書館運営及び維持管理に必要なシステム使用料や受付事務等に従事していただく人件費などの経費を支出いたしました。

1枚おめくりいただき、204、205ページをお願いいたします。

目4、文化財費でございます。令和6年度初めに最明寺史跡公園内にある護摩堂の銅板が盗難に遭いまして、予備費を利用して修繕を行わせていただきました。

続きまして、目5、生涯学習センター管理費でございます。施設の維持管理経費と自主事業公演といたしまして、宝くじの補助金を活用し、昨年度白雪姫のミュージカルを開催いたしました。

飛びますと、208、209ページをお願いいたします。項6、保健体育費、目1、保健体育総務費でございます。0102、スポーツ振興推進事業としてスポーツ協会の補助金を支出したほか、0103、地域スポーツ活動推進事業では子供向けスポーツ教室の開催に伴う経費を支出いたしました。

その下、0104、スポーツツーリズム推進事業ではスポーツを通じた合宿誘致、新たな魅力の発信や、スポーツを通じて当町の魅力やライフスタイルを町内外に発信するイベントを実施いたしました。

最下段02、体育施設管理に要する経費として、次ページにまたがりませんが、酒匂川町民親水広場等の維持管理を実施いたしました。

教育費の説明は以上となります。

参事兼政策推進課長

それでは、210ページ、211ページになります。

款、公債費でございます。こちらのほうは、目、元金、そして利子ということになります。元金のほうは138本、利子につきましては160本によるものでございます。

続きまして、款、諸支出金でございます。こちらにつきましては、寄簡易水道事業会計への支出金といたしまして、その部分のいわゆる負担金によるものと、下水道事業会計へのいわゆる負担金によるもの。そして貸付金につきましては、下水道事業会計へ貸し付けたものでございます。

続きまして、款、予備費でございます。212ページ、213ページにわたります。こちらのほうは、予備費につきましては423万8,709円を充用し、計といたしまして8,566万291円となったものでございます。

続きまして、決算書の437ページになります。財産に関する調書を添付させていただいてございます。こちらは公有財産における、いわゆる行政財産、普通財産と、また備品に関するもの等を記載させていただいております。

そして456ページ、457ページには有価証券、また基金の決算年度末の現在高

等を添付させていただいております。

459ページから、こちらは決算にかかる主要な施策の成果及び実績報告書を添付させていただいております。

それぞれ一般会計、特別会計を記載しております。

そして467ページからこちらは決算資料によるものでございます。

468ページからは、会計別決算の状況、6年度、5年度の対比でございます。

また、470ページ、471ページにつきましては、歳入の部と歳出の部というところで、それぞれのものがございます。それぞれの歳入における内訳、自主財源と依存財源、また歳出のほうにつきましてはそれぞれの科目ごとの予算の対比を記載しております。

472ページ、473ページにつきましては、町税の徴収実績を添付させていただいております。

そして474、475、こちらは地方交付税の計算書でございます。令和6年度につきましては、基準財政需要額、左側の表の下のほうにございます。地域振興費でございます。また、人口減少等特別対策事業費、臨時経済対策費、そして給与改定費、こちらのほうが主な増という形になってございます。

476、477ページは歳出のそれぞれの内訳を添付させていただいております。

そして482からは建設事業における状況報告という形になり、投資的事業等における状況報告を添付させていただいております。

また、486、487ページにつきましては、工事契約と487は団体補助金の一覧表。

そして488ページから町債の現在高内訳表になってございます。

以上でございます。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑は款項を中心に、大きな項目での質問でお願いいたします。

質疑のある方は挙手をお願いします。

よろしいですか。

質疑打切りで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号につきましては、一般会計決算審査特別委員会を設置し、そこに付託の上審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって認定第1号は一般会計決算審査特別委員会を設置し、そこに付託の上審査することに決定いたしました

ここで暫時休憩いたしますので、休憩中委員の人数、氏名、正副委員長など必要な事項を決定するようお願いいたします。決定しましたら議長まで御報告お願いいたします。一旦大会議室のほうにお願いいたします。

暫時休憩するので、一旦会議室へお願いいたします。(11時10分)

議長 そろいましたか。休憩を解いて再開いたします。(11時14分)

休憩中に一般会計決算審査特別委員会の委員が決定しましたので読み上げます。

委員は議員6名で構成されます。寺嶋正君、古谷星工人君、秋田谷光彦君、中津川定雄君、吉田功君、北村和士君の6名です。委員長は寺嶋正君、副委員長は中津川定雄君です。

一般会計決算審査特別委員会の委員及び正副委員長を選任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

委員の方は令和6年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査をどうぞよろしくお願いいたします。なお、議長もオブザーバーとして参加させていただきます。

認定第7号「令和6年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定に

ついて」を議題といたします。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長。

環境上下水道課長 それでは、令和6年度松田町上水道事業会計決算報告を御説明いたします。  
342ページをお願いいたします。

令和6年度松田町上水道事業報告書から説明いたします。概況（1）総括事項ですが、本文を朗読させていただきます。

本町の上水道事業は給水人口8,692人の住民に対し、良質な水を安心して御利用いただくために水害対策事業や施設の維持管理を行いました。

本年度の水道事業収益につきましては、営業収益の主である給水収益は前年度比1.3%減ではあるものの営業収益全体では前年度比0.5%増となり、金額にして48万378円の増収となりました。

また、営業外収益につきましては、加入負担金が前年度比35.6%の大幅な減収となったことから、全体では14.9%減の440万8,966円の減収となりました。これにより水道事業収益全体では前年度比3.8%の減少で、1億2,657万1,758円の収入となりました。

水道事業費用は業務の合理化やコストの縮減に努めたものの電気料金の高騰や減価償却費の増加により前年度比8.7%増の1億2,256万219円の支出となりました。その結果、今年度の営業成績を示す当年度経常利益では前年度の経常利益1,038万7,552円から115.9%減のマイナス164万9,761円となりました。

資本的収入につきましては、宮下水源水害対策事業の受変電及び自家発電設備改修工事等の財源として、上水道事業債3,980万円を発行いたしました。

資本的支出は宮下水源水害対策事業の受変電及び自家発電設備改修工事等を実施し、前年度と比較すると支出総額は前年度比3.8%増の1億4,095万4,638円となりました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億115万4,638円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額860万9,229円、建設改良積立金5,000万円、過年度分損益勘定留保資金4,254万5,409円で補填しました。

また、過年度分損益勘定留保資金の残、1億5,430万8,393円と当年度分損益勘定留保資金の合計2億2,052万6,948円は令和7年度以降の資本的支出の補填

財源として留保いたします。

次に、343ページをお願いします。

このページの表は収益及び費用の総括表で、事業収入に関する事項並びに事業費に関する事項を区分ごとに金額と割合で表したものです。詳細につきましては、収益費用明細書で説明いたします。

346、347ページをお願いします。

収益費用明細書です。収入に当たる款、水道事業収益です。項、営業収益、目、給水収益、節、水道使用量につきましては水を売ったことによる収益で、備考欄のとおりの内訳でございます。

目、その他の営業収益、節、手数料につきましては、給水装置の中止、開始や給水工事の審査、検査などの手数料でございます。

節、他会計負担金につきましては、下水道事業会計からの下水道使用料徴収事務負担金と一般会計からの消火栓維持管理負担金197基分でございます。

項、営業外収益、目、雑収益、節、その他雑収益につきましては、寄簡易水道事業会計より水道料金徴収事務費並びに施設の維持管理に伴う人件費相当分の繰入れと加入負担金30基分でございます。

目、長期前受金戻入につきましては、国や県補助金等として受け取った資金を当年度分の減価償却費に対応する収益として会計処理したもので、外部からの現金収入はないものでございます。

348、349ページをお願いします。

支出に当たる、款、水道事業費用です。

項、営業費用。

目、原水浄水配水及び給水費は水をつくるための費用や施設の維持管理にかかる費用でございます。主な支出といたしまして、節、委託料の備考欄をお願いします。

検針業務委託料は3名で平均4,428件の検針を行っております。

量水器交換委託料につきましては、計量法により8年と定められている使用期限を迎える量水器335器について期限満了前に交換をしたものでござい

す。

節、修繕費は構築物等の修繕料で、漏水修理に要した費用でございます。

350、351ページをお願いします。

節、動力費はポンプ場5か所の動力にかかる電気料でございます。

目、総係費につきましては、職員1名の人件費と一般事務関係の費用が主なものでございます。

352、353ページをお願いします。

節、負担金について庁舎維持管理は一般会計から独立した公営企業会計として役場庁舎を利用している分の負担金、そして水道料金システム等はシステム組合で共同化している料金システムにおける上水道事業分の負担や公営企業会計システムの運用費用、納付書業務等アウトソーシングはシステム組合で共同化している納付書はがきの作成にかかる負担でございます。

目、減価償却費。

節、有形固定資産減価償却費は建物構築物、機械、装置などの減価償却費を、節、無形固定資産減価償却費は庁舎利用権及び水道システムの減価償却費で現金の支出はございません。

目、資産減耗費。

節、固定資産除却費につきましては、平成28年度購入分の量水器について取替法により取得額の50%までを減価償却したもので、現金の支出はございません。

項、営業外費用。

節、企業債利息につきましては、企業債利息23件分の償還金でございます。

354、355ページをお願いします。

資本的収支明細書でございます。

款、資本的収入。

項、以下企業債につきましては、宮下水源水害対策にかかる受変電及び自家発電設備改修工事にかかるものでございます。

356、357ページをお願いします。

款、資本的支出。

項、目ともに建設改良費の主なものとしましては、節、報酬は水道施設管理をお願いしている会計年度任用職員へ支払ったものでございます。

節、給料は職員2名の人件費でございます。節、工事請負費は1段目から3段目までは酒匂川水系の洪水浸水想定に基づく宮下水源水害対策事業となります。1段目は受変電及び自家発電設備の更新工事で、令和5年度及び6年度の2か年の継続費で行ったもの。

さらに、二、三段目は受水槽取水ポンプ室の浸水対策のための防水工事等でございます。最下段の更新工事は神山配水池の無停電電源装置においてバッテリーが寿命を迎えることから装置の更新を行ったものでございます。

目、固定資産購入費。

節、材料費は計量法に基づき8年以内で順次交換をしている量水器495器分を購入したものでございます。

項、目ともに企業債償還金、節、元金償還金につきましては、企業債元金17件分の償還金でございます。

それでは、336ページにお戻りください。

上段の表は令和6年度議会で御承認いただきました令和5年度の剰余金処分計算書に基づき会計処理を実施した結果でございます。

下段の表を御覧ください。令和6年度松田町上水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

表の上段は資本金、未処分利益剰余金のそれぞれ当年度末残高を記載しております。

中段です。議会の議決による処分額といたしまして、当年度は未処分利益剰余金より減債積立金に20万円を積み立てさせていただき、また建設改良積立金には300万円を。さらに、組入資本金には当該年度の長期前受金戻入額と同額の1,420万2,487円を組み入れることにより施設の長期安定性を確保し、住民への継続的なサービス提供を図らせていただきたく御提案いたします。

なお、334ページにキャッシュフロー計算書、335ページに損益計算書、

338、339ページに貸借対照表、358ページ以降に固定資産明細書、企業債明細書。建設工事の概要を添付しておりますので後ほど御高覧いただければと存じます。

以上で説明は終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。ありませんか。

質疑を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしとのお声です。質疑を打ち切りたいと思います。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第7号につきましては、企業会計決算審査特別委員会を設置し、そこに付託の上審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって認定第7号は企業会計決算審査特別委員会を設置し、そこに付託の上審査することに決定いたしました。

ここでもう一度暫時休憩いたしますので、休憩中に委員の人数、氏名、正副委員長など必要な事項を決定しましたら、議長まで御報告をお願いいたします。

(私語あり)

会議室に移動をお願いします。(11時28分)

議 長 再開いたします。(11時31分)

休憩中に企業会計決算審査特別委員会の委員が決定したので読み上げます。委員は議長を除く議員11名です。委員長は南雲まさ子君、副委員長は田代実君に決定いたしました。審査をよろしくお願いします。また、議長もオブザーバーとして参加させていただきますのでお願いします。

認定第8号「令和6年度松田町寄簡易水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長。

環境上下水道課長 それでは、令和6年度松田町寄簡易水道事業会計決算報告を御説明いたします。

378ページをお願いします。

令和6年度松田町寄簡易水道事業報告書から御説明いたします。先ほどと同じ作りになっておりますので、後ほど御高覧いただければと思います。

続きまして、379ページをお願いいたします。

このページの表は収益及び費用の総括表で、事業収入に関する事項並びに事業費に関する事項を区分ごとに金額と割合で表したものですので、先ほど同様収益費用を明細書で御説明させていただきます。

382、383ページをお願いします。

収益費用明細書です。収入に当たる、款、水道事業収益です。項、営業収益、目、給水収益、節、水道使用料につきましては、水を売ったことによる収益でございます。

目、その他の営業収益、節、手数料につきましては、給水装置の開始、中止や給水工事の検査、審査などの手数料でございます。

他会計負担金につきましては、一般会計からの消火栓維持管理負担金78基分でございます。

営業外収益、目、雑収益、節、他会計負担金、一般会計繰入金につきましては、建設改良にかかる企業債、元利償還金及び地方公営企業法の適用に要する経費にかかる企業債、元利償還金の一部を基準内繰入として一般会計から繰り入れたものでございます。

節、その他雑収益につきましては、加入負担金1基分でございます。

目、長期前受金戻入につきましては、国や県補助金等として受け取った資金を同年度分の減価償却費に対応する収益として会計処理したもので、外部からの現金収入はないものでございます。

384、385ページをお願いします。

支出に当たる款、水道事業費用です。項、営業費用、目、原水浄水配水及び

給水費は水をつくるための費用や施設の維持管理にかかる費用でございます。  
主な支出としましては、節、委託料の備考欄をお願いします。

上から2段目、水質検査・検便検査委託料は水道法に基づく定期的な水質検査を月に一度行い、国が定める水質基準に適合していることを確認するとともに、同法に基づき水道事業に従事する職員に年2回の検便検査を実施するものでございます。

緊急遮断弁点検委託料は地震震度5弱以上です。揺れを感知等したときに、配水池から流出する水を遮断し、飲料水を確保するための弁が正常な状態にあるかを点検するものでございます。

節、修繕費は構築物等の修繕料で、漏水修理や水道施設の電気設備補修等でございます。

節、動力費はポンプ場や配水池11か所の動力にかかる電気料でございます。

386、387ページをお願いします。

目、総係費につきましては、一般事務関係の費用が主なものでございます。

節、負担金について上水道事業会計は水道料金徴収事務費並びに施設の維持管理等に伴う人件費相当分を上水道事業会計へ負担するもの。水道料金システムはシステム組合で共同化している料金システムにおける寄簡易水道事業分、公営企業会計システムの運用にかかる負担金でございます。

目、減価償却費。

節、有形固定資産減価償却費は建物構築物、機械、装置などの減価償却費で現金の支出はございません。

目、資産減耗費。

節、固定資産除却費につきましては、平成28年度購入分の量水器について取替法により取得額の50%までを減価償却したもので、現金の支出はございません。

388、389ページをお願いします。

項、営業外費用、目、支払利息、節、企業債利息につきましては、企業債利息26件分の償還金でございます。

390、391ページをお願いします。

資本的収支明細書でございます。款、資本的支出、項、目ともに建設改良費の主なものとしまして、節、報酬は水道施設管理をお願いしている会計年度任用職員に支払ったものでございます。項、目ともに企業債償還金、節、元金償還金につきましては、企業債元金24件分の償還金でございます。

それでは、372ページにお戻りください。

下段の表を御覧ください。令和6年度松田町寄簡易水道事業欠損金処理計算書でございます。表の上段は資本金、未処理欠損金のそれぞれ当年度末残高を記載しております。

中段です。議会の議決による処分額ですが、当年度は未処理欠損金が生じており、処分等を行わず、全額を繰越欠損金として処理させていただくことを御報告いたします。

なお、370ページにキャッシュフロー計算書、371ページに損益計算書、374、375ページに貸借対照表、392ページ以降に固定資産明細書、企業債明細書を添付しておりますので後ほど御高覧いただければと存じます。

以上で説明は終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。  
ありませんか。

(「なし」の声多数)

なしとのお声です。打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑を打ち切りたいと思います。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第8号につきましては、先ほど設置された企業会計決算審査特別委員会に付託の上審査することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって認定第8号は企業会計決算審査特別委員会に付

託の上審査することに決定いたしました。

認定第9号「令和6年度松田町下水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長。

環境上下水道課長 それでは、令和6年度松田町下水道事業会計決算報告を御説明いたします。

先ほど同様、412ページの令和6年度松田町下水道事業報告書については割愛させていただきますので、後ほど御高覧いただければと思います。

それでは413ページをお願いいたします。

このページの表の見方も先ほどと同様なので、説明は割愛させていただきます。明細書のほうに移らせていただきます。

416、417ページをお願いします。

収益費用明細書です。収入に当たる下水道事業収益です。項、営業収益、目、節ともに下水道使用料につきましては、公共下水道事業を運営するために使用者の皆様から御負担いただいております使用料収入でございます。

項、営業外収益、目、節ともに他会計負担金につきましては、下水道事業にかかる起債の元利償還金の一部に充当するための繰入金を一般会計から繰り入れたものでございます。

目、節ともに長期前受金戻入につきましては国や県、補助金等として受け取った資金を当年度分の減価償却費に対応する収益として会計処理したもので、外部からの現金収入はないものでございます。

418、419ページをお願いします。

支出に当たる款、下水道事業費用です。項、営業費用、目、環境費は下水道環境の維持管理に要する費用でございます。主な支出といたしましては、節、光熱水費の備考欄をお願いします。

地形の関係で、下水が自然に流れにくい場所に設置し、汚水をポンプの力で自然流下で流せる場所までくみ上げ、流域下水道の管路まで送るための設備であるマンホールポンプを稼働させるためのマンホールポンプ電気料や流量計を

稼働させるための流量計電気料でございます。

節、委託料の備考欄をお願いします。上から2段目、下水道流量計年間保守委託料は下水の流れを把握することで総排水量等の管理や異常発生等の早期発見に資する流量計の保守委託を行ったものでございます。

その下、マンホールポンプ保守点検委託料は町内に設置されたマンホールポンプ5基の動作確認等の点検を含めた保守委託を行ったものでございます。

目、総係費につきましては、職員1名の人件費と一般事務関係の費用が主なものでございます。

420、421ページをお願いします。

節、委託料につきましては、下水道使用料徴収事務委託料は上水道と下水道の使用料徴収事務を一緒に行っているため、下水道分を上水道事業会計へ支出するものでございます。

目、節ともに流域下水道管理運営費負担金については、酒匂川管理センター汚水処理施設の維持管理にかかる負担金でございます。

目、減価償却費、節、有形固定資産減価償却費は建物構築物、機械装置などの減価償却費で、現金の支出はございません。

節、無形固定資産減価償却費は建設負担金を拠出し、利用権を有する流域下水道施設の減価償却費で、現金の支出はございません。

項、営業外費用、目、支払利息、節、企業債利息につきましては、企業債利息122件分の償還金でございます。

422、423ページをお願いします。

資本的収支明細書でございます。款、資本的収入、項以下企業債につきましては、流域下水道事業建設改良資本費平準化債、公共下水道事業債特別措置分にかかるものでございます。

424、425ページをお願いします。

款、資本的支出、項、建設改良費、目、管路建設改良費の主なものとしまして、節、賃借料は固定資産の更新改良等に使用する設計積算システムのリース料でございます。

目、節ともに流域下水道建設費負担金につきましては、酒匂川管理センター汚水処理施設内での改修工事等にかかる負担金でございます。

項、目ともに企業債償還金、節、元金償還金につきましては、企業債元金105件分の償還金でございます。

それでは、406ページにお戻りください。

下段の表を御覧ください。

令和6年度松田町下水道事業欠損金処理計算書でございます。表の上段は資本金未処理欠損金のそれぞれ当年度末残高を記載しております。

中段です。議会の議決による処分額ですが、当年度は未処理欠損金が生じており、処分等を行わず全額を繰越欠損金として処理させていただくことを御報告いたします。

なお、404ページにキャッシュフロー計算書、405ページに損益計算書、408、409ページに貸借対照表、426ページ以降に固定資産明細書、企業債明細書を添付しておりますので後ほど御高覧いただければと存じます。

以上で説明は終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。ありませんか。

(「なし」の声多数)

質疑なしとのお声ですが、打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑を打ち切りたいと思います。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第9号につきましては、先ほど設置されました企業会計決算審査特別委員会に付託の上審査することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって認定第9号は企業会計決算審査特別委員会に付託の上審査することに決定いたしました。

以上で本日の会議はこれにて延会となります。

この後の日程についてお知らせします。午後1時から令和6年度主要工事箇所現地視察を行います。午後1時正面玄関前を出発いたしますので集合をお願いいたします。

視察終了後、産業厚生常任委員会、議案第38号の審査を大会議室にて行いますので、委員の皆様は委員長の指示によりお集まりください。

明日9月11日は午前9時から一般会計決算審査特別委員会を開催いたしますので、大会議室にお集まりください。

9月12日は産業厚生常任委員会の審査を大会議室で開催いたします。請願1号。委員の皆様は委員長の指示によりお集まりください。

9月16日は午前9時から企業会計決算審査特別委員会を開催いたしますので大会議室にお集まりください。

9月17日は午前9時より本会議を開きますので定刻までに御参集ください。

本日は御苦勞様でした。

(11時45分)